

条 例

特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十五号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
 - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要
 - 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
 - 二 保全調整池の容量及び構造の概要
 - 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
 - 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - 二 貯留機能保全区域の位置
 - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年七月一日から施行する。